任意清算公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月十三日

神奈川県藤沢市本藤沢一丁目九号七番地
合資会社クリエーション
代表社員　伊藤　泰輔

任意清算公告

当社は、平成二十四年三月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月十三日

愛知県北名古屋市井瀬木高畑一六四番地
合資会社ソウルオート
代表社員　柿本　誠

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年五月二十二日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年四月十三日

大阪市中央区本町四丁目五番四号
株式会社ウインドベル
代表取締役　井嶋　一己

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000182/reg5/

平成二十四年四月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング　成田1―1特定目的会社
取締役　坂下　雅弘

資産流動化計画変更に関する公告

平成二十四年四月一日、当社の資産流動化計画上特定資産の受託者、特定社債管理者、発行代理人および支払代理人たる地位にある住友信託銀行株式会社は合併により社名を三井住友信託銀行株式会社と変更しました。また同日、当社の資産流動化計画上主幹事会社および特定目的借入の貸付人たる地位にある大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は合併により社名を大和証券株式会社と変更しました。

これにより、当社は平成二十四年四月二日の取締役決定により、当社の資産流動化計画上住友信託銀行株式会社を三井住友信託銀行株式会社、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の前社名たる大和証券エスエムビーシー株式会社を大和証券株式会社と書き替える資産流動化計画の変更を資産の流動化に関する法律第一五一条第三項第一号および資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号に従い実施致しましたので公告致します。

平成二十四年四月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
国家公務員共済組合連合会第一回ＣＬＯ
メザニン特定目的会社
取締役　粟国　正樹

資産流動化計画変更に関する公告

平成二十四年四月一日、当社の資産流動化計画上特定資産の受託者、特定社債管理者、発行代理人および支払代理人たる地位にある住友信託銀行株式会社ならびに特定目的借入の貸付人たる地位にある中央三井信託銀行株式会社は合併し、社名を三井住友信託銀行株式会社と変更しました。また同日、当社の資産流動化計画上主幹事会社たる地位にある大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は合併により社名を大和証券株式会社と変更しました。

これにより、当社は平成二十四年四月二日の取締役決定により、当社の資産流動化計画上住友信託銀行株式会社および中央三井信託銀行株式会社を三井住友信託銀行株式会社、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の前社名たる大和証券エスエムビーシー株式会社を大和証券株式会社と書き替える資産流動化計画の変更を資産の流動化に関する法律第一五一条第三項第一号および資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号に従い実施致しましたので公告致します。

平成二十四年四月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
国家公務員共済組合連合会第二回ＣＬＯ
メザニン特定目的会社
取締役　粟国　正樹

資産流動化計画変更に関する公告

平成二十四年四月一日、当社の資産流動化計画上特定資産の受託者、特定社債管理者、発行代理人および支払代理人たる地位にある住友信託銀行株式会社は合併により社名を三井住友信託銀行株式会社と変更しました。また同日、当社の資産流動化計画上主幹事会社および特定目的借入の貸付人たる地位にある大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は合併により社名を大和証券株式会社と変更しました。

これにより、当社は平成二十四年四月二日の取締役決定により、当社の資産流動化計画上住友信託銀行株式会社を三井住友信託銀行株式会社、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の前社名たる大和証券エスエムビーシー株式会社を大和証券株式会社と書き替える資産流動化計画の変更を資産の流動化に関する法律第一五一条第三項第一号および資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号に従い実施致しましたので公告致します。

平成二十四年四月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
国家公務員共済組合連合会第一回ＣＬＯ
シニア特定目的会社
取締役　粟国　正樹

資産流動化計画変更に関する公告

平成二十四年四月一日、当社の資産流動化計画上特定資産の受託者、特定社債管理者、発行代理人および支払代理人たる地位にある住友信託銀行株式会社ならびに特定目的借入の貸付人たる地位にある中央三井信託銀行株式会社は合併し、社名を三井住友信託銀行株式会社と変更しました。また同日、当社の資産流動化計画上主幹事会社たる地位にある大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は合併により社名を大和証券株式会社と変更しました。

これにより、当社は平成二十四年四月二日の取締役決定により、当社の資産流動化計画上住友信託銀行株式会社および中央三井信託銀行株式会社を三井住友信託銀行株式会社、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の前社名たる大和証券エスエムビーシー株式会社を大和証券株式会社と書き替える資産流動化計画の変更を資産の流動化に関する法律第一五一条第三項第一号および資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号に従い実施致しましたので公告致します。

平成二十四年四月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
国家公務員共済組合連合会第二回ＣＬＯ
シニア特定目的会社
取締役　粟国　正樹

資産流動化計画変更に関する公告

平成二十四年四月一日、当社の資産流動化計画上特定資産の受託者、特定社債管理者、発行代理人および支払代理人たる地位にある住友信託銀行株式会社ならびに特定目的借入の貸付人たる地位にある中央三井信託銀行株式会社は合併し、社名を三井住友信託銀行株式会社と変更しました。また同日、当社の資産流動化計画上主幹事会社たる地位にある大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は合併により社名を大和証券株式会社と変更しました。

これにより、当社は平成二十四年四月二日の取締役決定により、当社の資産流動化計画上住友信託銀行株式会社および中央三井信託銀行株式会社を三井住友信託銀行株式会社、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の前社名たる大和証券エスエムビーシー株式会社を大和証券株式会社と書き替える資産流動化計画の変更を資産の流動化に関する法律第一五一条第三項第一号および資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号に従い実施致しましたので公告致します。

平成二十四年四月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
国家公務員共済組合連合会第三回ＣＬＯ
シニア特定目的会社
取締役　粟国　正樹